

特記仕様書

この請負事業に対する特記事項は次及び別紙のとおりとする

(放射線障害防止措置)

第1条 受注者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(その他)

第2条 受注者は、CSF(豚熱)の感染拡大防止のため、群馬県におけるCSF対策を熟知して適切な対策に努めること。

特記仕様書

1 植付・下刈・獣害対策・丸太筋工 作業期間

(1) 植付（補植）

令和 4 年 1 0 月 3 日～令和 4 年 1 1 月 2 0 日

(2) 下刈

令和 4 年 6 月 6 日～令和 4 年 1 0 月 1 4 日

(3) 獣害対策（忌避剤散布）※2回散布

1回目 令和年月日（契約の翌日）～令和 4 年 7 月 1 5 日

2回目 令和 4 年 1 0 月 3 日～令和 4 年 1 2 月 2 0 日

※忌避剤散布については、食害防止効果期間（4～6ヶ月）を考慮し、実施すること。

(4) 丸太筋工

令和年月日（契約締結翌日）～令和 4 年 9 月 3 0 日

植付特記仕様書

1 苗木の仕様

樹種	苗齢	区分	長さ	根元径	摘要
カラマツ（コンテナ）	2年	—	30cm上	3mm以上	

（注1）コンテナ苗木については、原則として、県内産の苗木に限るが、県内産苗木の調達が困難な場合、他道都県から調達可能な場合は、当該道都県からの苗木を使用する。

（注2）上記、（注1）に係る苗木は、種子の採取地及び育成地が林業種苗法第24条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する配付区域内である苗木に限る。

2 コンテナ苗木植付作業の留意点

コンテナ苗木の植付は、植穴に地被物や腐植層など有機物が混入しないよう取り除き、植付後の踏み固めは根鉢と土壌の密着を得られる程度とし、普通苗（裸苗）ほど入念に行なう必要はない（根系がすでに培地と一体化しているため）。

また、植付深は基本的に根鉢上面と地表が一致及び根鉢下面と植付穴底部が一致する深さとし、地表の乾燥が懸念される場合は、植付後に根鉢上面に軽く土又は腐食層をかけることとする。ただし、根鉢上面が地表より低くなる深植えは避けるように十分注意すること。

3 苗木の植付箇所

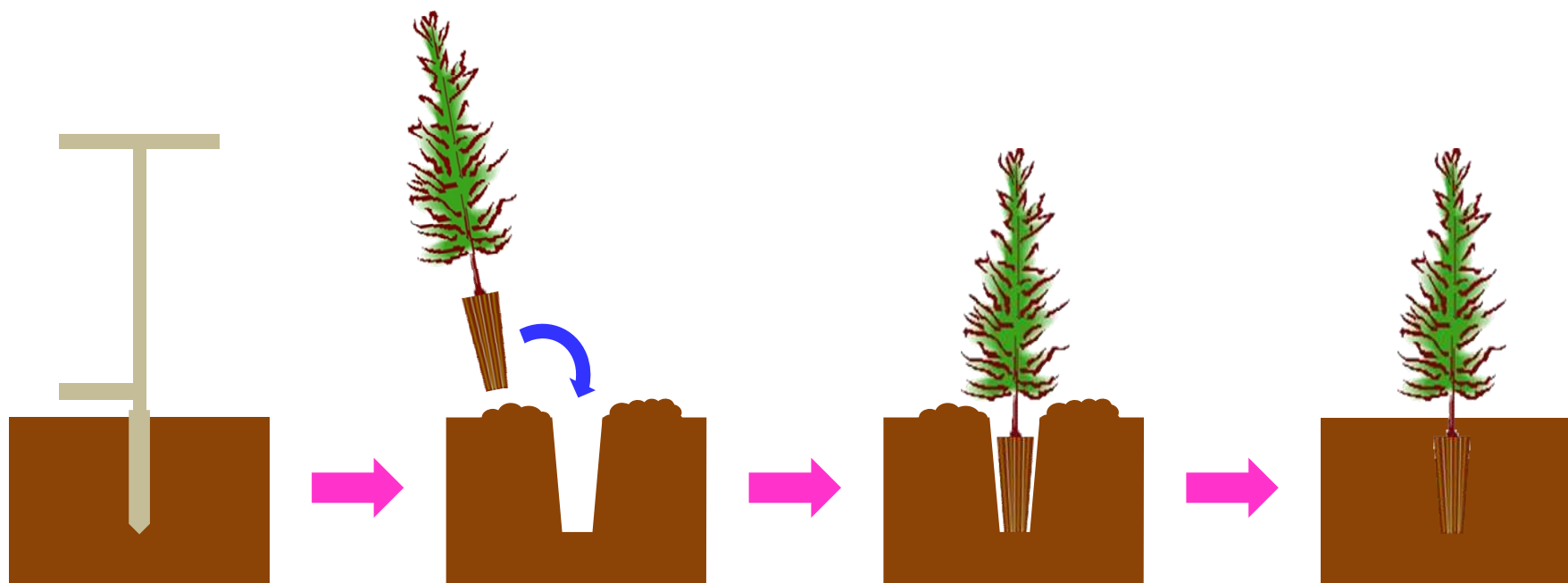
事業位置図で図示した区域内において別紙事業内訳書で指定する数量を植付すること。
植付箇所は監督職員の指示によること。

コンテナ苗植栽イメージ(参考)

コンテナ苗



ディブル



忌 避 剤 散 布 特 記 仕 様 書

1. 薬剤の性質

- (1) 性状 類白色水和性粘調懸濁液体
- (2) 有効成分 ジラム（白色粉末）32% ジンクジメチルチオカーバメート
- (3) 効果
 - ア) ノウサギ・カモシカ・ニホンジカに忌避効果が認められる。
 - イ) 薬剤は散布後3時間程度で素早く乾燥、また付着性にも優れ、降雨による流出が無く散布した部分の食害を長期にわたって防止する。
 - ウ) 味覚刺激による食害減退効果がある。
- (4) 安全性
 - ア) 毒物分類 普通物（劇物・毒物・特定毒物に該当しないもの）
 - イ) 魚毒性 (散布された薬剤が河川湖沼海域および養魚場に飛散または流入するおそれのある場所では使用せず、これらの場所以外で使用する場合も、一時に広範囲に使用しない。散布に使用した器具及び容器を洗浄した水、使用残りの薬液は河川等に流さず、空き袋等は環境に影響を与えないよう適切に処理する。)

2. 忌避剤の散布内訳

対象 植栽木 樹種名	適用 害獣名	原液量 (ℓ)	希釈 倍率 (倍)	散布面積 (ha)	植栽木 1本当たり 散布量(ml)	対象 林小班
スギ カラマツ	ニホンジカ	10,560	3倍	425.22	30	林齢 2・3年の林小班
					45	林齢 4・5年の林小班

※植栽木1本当たり散布量は、希釈後の数量とする。

※原則として薬剤は乙が調達することとするが、その場合は使用する前に監督職員の確認検査を受けることとする。

忌避剤空中散布特記仕様書

1. 作業全般（空中散布）

当該作業については、「空中散布を目的とした無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取扱いについて」（平成27年12月3日制定（国航空第734号、国空機第1007号、27消安第4546号）令和3年6月1日一部改正（国航空第2897号、国空機第996号、2消安第4425号））及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの制定について」（（令和元年7月30日付元消安第1388号消費・安全局長通知）（最終改正：令和2年5月18日付2消安第695号消費・安全局長通知））に基づき行うものとする。

2. 散布計画

空中散布実施前に、航空法第132条の2第2項第2号に基づく国土交通省への飛行申請を行い、国土交通大臣から承認を受けること。また、許可・承認書の写しを着手前に監督職員へ提出すること。

空中散布の実施にあたっては、実施場所、実施予定月日等について記載した散布計画書（安全ガイドライン別記様式1）を監督職員に提出して承諾を得ること。

飛行前に、飛行情報共有システム（FISS）へ飛行予定の情報を入力し、登録したことが分かる資料を事業着手前に監督職員へ提出すること。

3. 事前打合わせ

監督職員と現場代理人は、空中散布等の予定日時、作業内容等について散布計画書に基づき打合せを行い、その内容について関係市町村担当者へ周知するとともに、技術開発に係る関係者へ情報提供を行うこととする。

4. 作業方法

雨天、濃霧、強風等の悪天候の場合は、順延の可否等について監督職員と協議し決定することとする。

5. 従事者

オペレーターは、空中散布等に用いられる機種の操縦技術に習熟しており、かつ、航空法の規定による許可・承認を受けた操縦者であること。

6. 区域等の事前確認及びテスト飛行

オペレーター等は、散布前に、契約図書に基づいて地上から散布区域等を踏査（事前確認）し、障害物、危険物、散布にあたっての注意箇所等を十分把握しておくこと。

7. 気象条件と判断の目安

（1）地上1.5mの位置における風速が3m/秒を超えるときは散布を行わないこと。

また、この範囲内であっても忌避剤が区域外に飛散するおそれのある場合には、飛行高度を下げる等により飛散防止に努めること。

（2）上昇気流が強い場合には、忌避剤の空中への蒸散、散布区域外への飛散、飛行上の危険等が想定されるので散布は行わないこと。

（3）降雨時、降雨直後及び散布後間もなく降雨が予想される場合並びに霧の発生時には散布はしないこと。

8. 使用する機体

作業に使用する機体及び忌避剤散布装置は、安全かつ適正な空中散布等を実施するために必要な性能を有し、かつ保守及び整備のための体制が整備されているものであり、航空法の規定による許可・承認を受けた機体であることとする。

9. 散布忌避剤

（1）散布する忌避剤の種類、規格、数量等は別紙事業内訳書のとおりとする。

- (2) 忌避剤を河川に流出させないようにすること。
- (3) 機材の洗浄にあたっては、洗浄した水が河川等へ流出しない場所で行うものとする。
- (4) 忌避剤の容器等は確実に回収すること。

10. 散布作業

散布は、平行（又は井桁）散布を原則とし、むらまきとならないよう、全面に均等に散布することとする。

11. 飛行記録

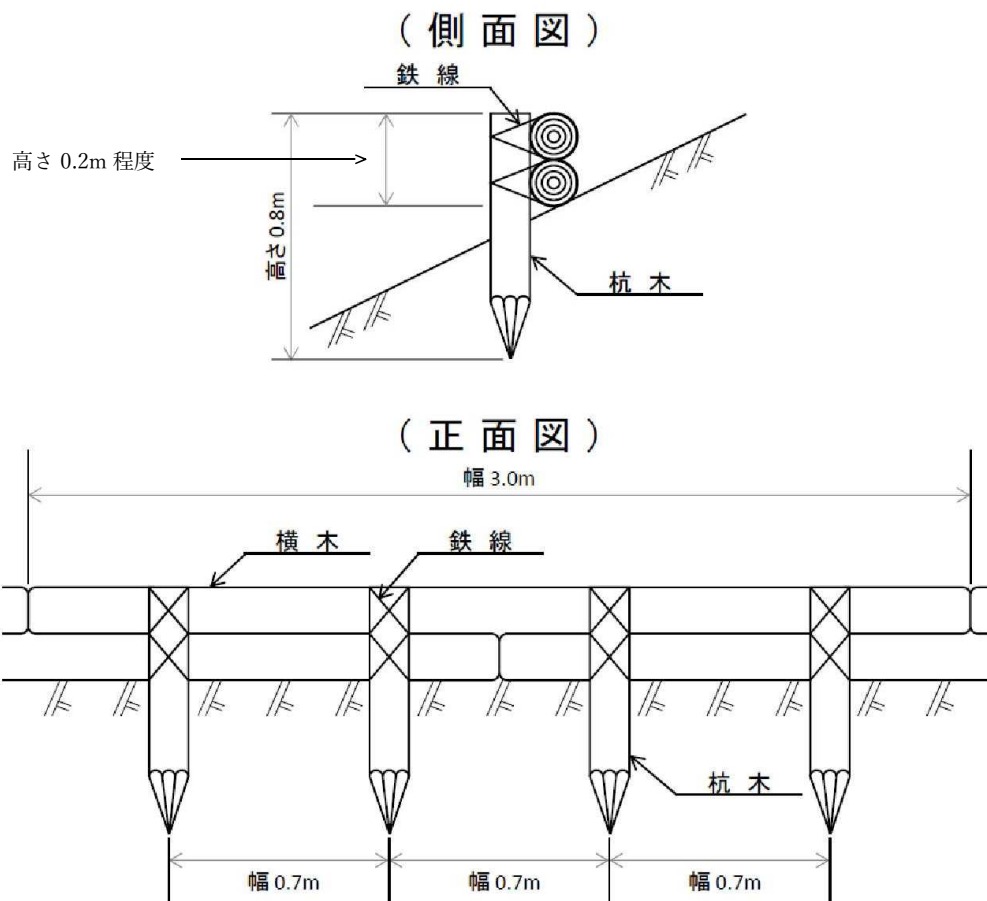
飛行回数毎の時間、積み込み量、散布量等の記録は、請負者において行い、取りまとめのうえ監督職員に提出するものとする。

12. 安全衛生

空中散布の実施中には見回りをするなど、周辺の安全管理を徹底すること。

丸太筋工 特記仕様書

1 丸太筋工の作設標準図



2 丸太筋工の仕様 (10mあたり)

林小班等	品名	調達方法	仕様、材質・規格	数量	単位	備考
147た	杭木	購入	長さ0.8m 末口径8~14cm	14.3	本	材積0.143m ³
	横木	購入	長さ3.0m 末口径8~14cm	6.7	本	材積0.241m ³
	鉄線	購入	なまし鉄線#12	2.7	kg	1箇所あたり1.5m使用

3 施工について

- (1) 事業位置図で図示した区域内において別紙事業内訳書で指定する数量を施工すること。
- (2) 施工位置は監督職員の指示によること。
- (3) 出来型図面、出来型集計表(数量計算表)を作成すること。
- (4) 仕様書等に定めのない事項については、監督職員の指示によること。